

【機密性 2】

裁判員経験者と法曹三者の意見交換会

日 時 令和 2 年 2 月 6 日（木）午後 1 時 3 0 分から午後 3 時 3 0 分まで

場 所 千葉地方裁判所大会議室（新館 1 0 階）

参加者等

司会者 平 塚 浩 司 （千葉地方裁判所刑事第 4 部判事）  
裁判官 乙 部 華 穂 （千葉地方裁判所刑事第 4 部判事補）  
検察官 橋 口 英 明 （千葉地方検察庁検事）  
弁護士 中 島 順 隆 （千葉県弁護士会所属）  
弁護士 野 村 真 莉 子 （千葉県弁護士会所属）

- 1 番 裁判員経験者
- 3 番 裁判員経験者
- 4 番 裁判員経験者
- 5 番 補充裁判員経験者
- 6 番 裁判員経験者
- 8 番 裁判員経験者

議事要旨

別紙のとおり

## 【機密性 2】

(別 紙)

### 【司会者】

裁判員，補充裁判員御経験者の方の意見交換会を始めさせていただきます。皆様方には，お忙しいところお集まりいただきまして，誠にありがとうございます。私は，千葉地方裁判所刑事4部の裁判長をしております平塚と申します。どうぞよろしくお願いいたします。本日の司会進行を務めさせていただきます。また，本日は裁判官，検察官，弁護士の方にも出席いただいております。簡単にお名前を御紹介しますと，乙部裁判官，橋口検察官，中島弁護士そして野村弁護士です。

千葉地裁では，よりよい裁判員裁判の実現を目指しまして，定期的に裁判員，補充裁判員の経験者の方にお集まりいただきまして御意見をいただいております。本日は，平成31年3月から令和元年8月にかけて判決に至った5件の裁判員裁判を御担当いただきました6人の方にお集まりいただいております。

進行の予定でございますが，まず，私からそれぞれの方が御担当された事件をごく簡単に紹介させていただきますので，御担当された事件につきまして，全体的に裁判員，補充裁判員をお務めになられて持たれました感想，印象につきまして一言ずつお願いしたいと思っております。次に，御担当された裁判員裁判の証拠調べなどの審理あるいは評議が分かりやすいものであったか，裁判官と実際に協働して審理をしたかどうかといった点につきまして，審理の段階ごとに御感想あるいは御意見を伺いたいと思っております。審理，評議につきまして裁判員，補充裁判員を御経験された皆様方の具体的な御意見をお伺いしまして，よりよい裁判員裁判を目指していきたいと思っております。是非お気付きになられ，あるいはお感じになられたことにつきましては自由に忌憚なくお話しただければと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは，それぞれの方が御担当された事件をごく簡単に紹介させていただきますので，御担当された事件の審理に関する，あるいは評議に関する全般的な印象あるいは感想をお一言ずつお話しただければと思います。まず，1番の方が御担当された事件から紹介させていただきます。1番の方が御担当された事件は，日本人の被告人がタイから航空機でスーツケースに隠された覚醒剤を密輸入したけれども，空港の税関で発見されて捕まったという事案でございます。このスーツケースの中に覚醒剤を含む違法薬物が隠されているかもしれないと

## 【機密性 2】

被告人が考えていたかどうかといった点が争点となっております。それでは、1 番の方、お願いいたします。

### 【1 番】

1 番です。今回私が担当した件ですけれども、覚せい剤取締法違反ということで、感想としてはテレビの中でやっている出来事が本当に実際にこうやって起こっているんだなど、犯罪がとても身近に感じられたなどまず思いました。

### 【司会者】

ありがとうございます。それでは、いろいろなお話は個別のブロックごとにまた伺ってまいります。では続きまして、3 番の方が御担当された事件でございますけれども、3 番の方が御担当された事件は、暴力団の対立を背景としまして、被告人 2 名、1 名が暴力団の組長で、もう 1 名が組員だったということでございますが、共謀の上で対立する暴力団の組長を拳銃で射殺しようとして未遂に終わったとして起訴された事件でございます。共同正犯が成立するかということが争点でございます。被告人 1 名につきましては正犯と、もう 1 名につきましては幫助犯という認定をされたようでございます。それでは、3 番の方、お願いいたします。

### 【3 番】

私が担当しました裁判については、今お話があったように暴力団同士の抗争というか、そういう話が背景にありました。まさか自分がそういう裁判の裁判員になるとは思ってもいなくて、選ばれたらどうしようかなという思いが第一印象としてありました。証拠品とかいろいろ見せてもらう機会とかもあって、めったにない機会だったかなというふうに思っています。

### 【司会者】

ありがとうございます。証拠品があったということでございますので、証拠物の取調べなどにつき後ほどお聞きしたいと思います。では続きまして、4 番の方が御担当された事件でございますが、4 番の方と 5 番の方が御担当された事件は同じ事件ということでございますね。被告人が 2 回にわたってホストクラブの同僚に偽造一万円札を手渡して買い物を依頼して、偽造紙幣を行使したという事案でございます。被告人が使われた紙幣が偽造されたものであることを認識していたかということが争点とされておりました。それでは、4 番の方、お

## 【機密性 2】

願いいたします。

### 【4番】

私も裁判員に選ばれて最初は心配でドキドキしていたんですけども、偽造通貨ということで、日常にそういう紙幣を見たことがなかったので、こういうのができるんだとびっくりしたり、いろいろ考えさせられる事件でした。

### 【司会者】

ありがとうございました。続いて、5番の方も願いいたします。

### 【5番】

私も同じ事件を担当したんですけども、私がこの審理を経験して感じたことは、犯罪がすごく身近に感じられたということと、裁判というものは私、全然実感がなかったんですけども、実際に体験してみて、本当にいろんなことを考えた上で審理を進めているんだなというふうに感じました。特に一番印象的だったのは、すごくいろんな不合理なことが絡み合いながら事件というのは起こったんだなということを感じまして、いろんなことを考えながら、有罪なのか無罪なのかという結論に至るといったところで一人の人間に対して本当に真剣に向き合い、すごくいい経験だったなと思いました。

### 【司会者】

ありがとうございます。では続きまして6番の方が担当された事件でございますが、これは2名の外国人の被告人がマレーシアから航空機でスーツケースに隠された覚醒剤を密輸入したけれども、空港の税関で発見されたとして起訴された事案でございます。被告人らがスーツケース内に覚醒剤を含む違法薬物が隠されているかもしれないと認識していたかということが争点でございます。1名の被告人については有罪と認定され、もう1名の被告人につきましては無罪と認定されたということでございます。それでは、6番の方、願いいたします。

### 【6番】

皆さんと同じ感じで、思ったより犯罪が身近に感じられて興味深かったです。私は一応専門学校が法律関係だったので、大変裁判というものに興味があったんですけど、傍聴を含めて行ったことがなくて、とてもよい機会だと思いました。実際に来てみると、思ったよりも深くというか、内容を読み解いていくので、

## 【機密性 2】

とても頭を使ったなという記憶があります。

### 【司会者】

ありがとうございます。具体的なことは段階ごとに追ってまた御発言いただきたいと思います。どのように深く掘り下げたかというところもお聞きしたいと思いますので、よろしく願いいたします。では続きまして、7番の方は御欠席ですので、8番の方が御担当された事件でございますが、これは暴力団の対立を背景にいたしまして、被告人2名が共謀の上、3回にわたって対立する暴力団の組員の自宅等に拳銃を撃ち込んだとして起訴された事件でございます。三つ事件がありまして、いずれも共謀が認められるかということが争点となりまして、そのうち二つの事件につきましては実行した犯人と認められるかということも争点でございました。2名の被告人のうち1名の被告人についてはいずれも肯定されましたけれども、もう1名の被告人につきましては1件については無罪、2件については幫助犯と認定されました。では、8番の方、お願いいたします。

### 【8番】

8番です。私の担当した事件は結構長期間にわたりました。印象に残っているのは、初めの頃に裁判長の方がおっしゃっていた、人は思い込んでいたりとか、事実について誤って認識していることを言うてしまうということがあるということのを思って、事実に基づいた判断をするということをしなくて誤った結果が出てしまうんだなというのを意識しました。選ばれて参加をして、本当にいろいろなことを考えさせられましたし、貴重な体験をさせていただけたなと思っています。

### 【司会者】

非常に長期にわたった審理でございましてありがとうございます。お疲れさまでございました。それでは、御出席の皆様方から一通り御発言いただきました。その中でも若干触れられていた点もあるかと思いますが、これからは裁判の流れに沿いまして、手続ごとに個別に御意見をいただきたく思います。冒頭陳述、それから証拠書類の取調べ、それから証人尋問、被告人質問、論告、弁論という流れで審理につきましては御意見をいただき、評議につきましても評議全般について、あるいは事実認定についての評議、それから量刑についての評議という順序で御意見をいただきたく思っております。

## 【機密性 2】

まず、冒頭陳述でございますが、審理の初めに、お手元にも御用意させていただきましたが、冒頭陳述というタイトルの書面が検察官、弁護人から配付されまして、検察官、弁護人からそれぞれのお立場から見た事件の見立てとか、あるいはそれぞれのお立場から着目してほしい事実、あるいはそれを証明するための証拠についてのプレゼンテーションがあったかと思えます。検察官、弁護人の冒頭陳述というのは、審理の中心となります、裁判官、裁判員に判断してほしいポイントを分かりやすく示したものであるというふうに求められているわけですが、果たしてそのようなものとなっていたかどうかという点や、あるいは冒頭陳述を聞いていてもどんな点を判断すべきか分からなかったか、あるいはよく分かったかというような点についてそれぞれお一人ずつ御感想、御意見をいただきたいと思っております。

### 【1番】

1番です。検察官と弁護人の冒頭陳述に関しては、プリントの紙などを見て分かりやすいなと感じました。内容についても両方とも同じふうに書かれていたので、特に混乱することもなく、理解がとてもしやすいなと思いました。

### 【司会者】

ありがとうございます。同じような内容というのは、項目や時間的な経過とか立場というところが同じように見やすくそれぞれの立場から書かれていたというお答えでよろしいでしょうか。

### 【1番】

はい、そのとおりです。

### 【司会者】

では、3番の方、いかがでしたでしょうか。

### 【3番】

検察官、弁護士、お互いの立場から同じような時系列の並びで説明をしていただき、見やすい資料を作ってください、よかったかなと思えます。

### 【司会者】

ありがとうございます。3番の方が御担当された事件の冒頭陳述は二人被告人がいて、お一人の方の被告人のペーパーは文章だけだったように思うんですが、このような文章だけのものと、検察官、それからもう一方の弁護人が出され

**【機密性 2】**

たような割と項目ごとみたいに分かれているものと比較して、何か御感想等ございましたでしょうか。

**【3番】**

文章だけだと、説明をよくしていただかないと内容の理解が分かりづらいというようなところはあったと思います。

**【司会者】**

ありがとうございます。4番の方、いかがでしょうか。

**【4番】**

とても分かりやすかったと思います。資料を見ながら、疑問に感じたことについて、裁判長がそれ質問してみましようかというようにとても優しく言ってくださったので、とてもやりやすかったです。

**【司会者】**

ありがとうございます。5番の方、いかがでしょうか。

**【5番】**

私も見やすい資料だったと思います。検察の方の資料につきましては、図面だったり、矢印とか使って視覚的に分かりやすいような格好で作っていただいたので、事件の導入を理解する上で十分だったと思います。少し情報を詰め込み過ぎというか、ちょっと欲しい情報がどこにあるのか探しづらい点もあったんですが、事件の内容を、事実を整理する上で非常に役に立ったというふうに感じています。

**【司会者】**

ありがとうございます。図面とか矢印を利用して視覚的に分かりやすかったけれども、少し情報が盛り込まれ過ぎていて、どこがポイントかがちょっと分かりにくいところもあったということでしょうか。

**【5番】**

そうですね。検察の方の資料についてはそうなります。

**【司会者】**

ありがとうございます。では、6番の方、いかがでしょうか。

**【6番】**

私の時も冒頭陳述メモが分かりやすく書かれていたので、とても参考になり

## 【機密性 2】

ました。

### 【司会者】

ありがとうございます。8番の方、いかがでしょうか。

### 【8番】

検察官の冒頭陳述メモは時系列にのっとなって書いてありましたので、それを参考にして今どの部分を判断するのかなというのを見たりとか、暴力団の中の組長とか団体ですかね、1次団体、2次団体、3次団体とかというのも図式で書いてくださっていたので、それがとても分かりやすかったです。弁護人の冒頭陳述メモはすごく簡単に書いてあったところがあったので、どちらかというとな検察官の冒頭陳述メモをもとにして裁判を振り返ったようなところがありました。

### 【司会者】

ありがとうございます。冒頭陳述につきまして、検察官、弁護人から裁判員の皆様に、経験者の方に直接お尋ねになりたいことはございますか。

### 【橋口検察官】

検察官の橋口です。よろしくお願ひします。私たちは、冒頭陳述を作っている時、もちろん法廷で分かりやすく、その場で見分かってほしいというのはあるんです。どのプレゼンテーションでもそうなんですけれども、特に冒頭陳述の場合は最初の手続なので、法廷において口頭で聞いていると、なかなか最初で緊張しているという方も多分いらっしゃるかもしれませんし、記憶として残りにくいというふうなことが考えられています。タイトルで大体事案というのはこういう事案なんだなと分かってもらって、後で証拠調べをしている中で、この証拠は冒頭陳述のここなんだなというふうに分かるようにできればいいなということも考えて作っています。実際に冒頭陳述メモを冒頭陳述の時に見るだけではなくて、後で振り返りの時にも使用できるものであることが望ましいということです。今、8番の方がお話ししてくださいましたけれども、ほかの方もそうやって後々の手続にも役に立つような使い方ができたかということ伺いたいです。

### 【司会者】

検察官からの質問ですが、冒頭陳述のペーパーは証拠調べの際にも参照しながら証拠調べに臨んでいたかどうかという点について御意見がおありの方いら



## 【機密性 2】

っしゃいませんでしょうか。

### 【6番】

私の担当した事件では、証拠が現物のほか、ラインのような音声とメッセージのメールのやりとりが主な証拠だったんですけども、そこを読み解いていく際に、切り口として冒頭陳述メモは役に立ちました。

### 【司会者】

ありがとうございます。ほかの方。1番の方、お願いします。

### 【1番】

1番です。検察官のメモと弁護人の冒頭陳述メモのフォーマットが違う形だったので、どっちを参照したらいいのかなということでもちょっと戸惑った点がありました。同じ内容が書かれているんですけども、フォーマットが違ったり、ちょっと書かれている内容が違ったりして、参考にはしたんですけども、少し戸惑った点がありました。

### 【司会者】

ありがとうございます。ほかにこの冒頭陳述のところよろしいでしょうか。どうぞ、5番の方、お願いします。

### 【5番】

私を取り扱った事件は、争点として偽造通貨を行使した際に、それが偽造通貨であったということを認識していたかということが非常に重要だったんですけども、認識の有無を判断する上で、冒頭陳述のメモは事実を中心に書かれているので、認識を判断するための事実を確認する上では非常に役に立ちました。認識を考えるということは、評議の中でいろんな意見を出し合っていて考えていくにあたり、事実の確認としてすごく役に立ったなという印象を受けました。

### 【司会者】

ありがとうございます。冒頭陳述につきましては、これからの証拠調べに出てくる事実について取り上げて、最後のところで論告と弁論ということが出てきまして、そこで評価についてのそれぞれの意見が出てくるということでございますが、今5番の方が言っていたのは、証拠調べについてどんな証拠調べが出てくるかの事実の確認としてこの冒頭陳述は役立ったということで、証拠調べをしている段階でも冒頭陳述、それを振り返りで使うことがあったという

**【機密性 2】**

ことをごぞいますか。

**【5番】**

はい、そうです。

**【司会者】**

ありがとうございます。弁護人の方からこの冒頭陳述について何か御質問はございますか。

**【野村弁護士】**

弁護士の野村です。弁護人としては、検察官が見ている事件の見方と全然別の見方というのを持っていて、それを最終的には弁論で皆さんに納得してもらいたいということがあるのですが、冒頭陳述では検察官と同じことを言ってもあまり意味はなくて、私たちの見方としてこの事件は検察官の見立てとは全然別なんですよということを伝えたいというふうに思って冒頭陳述をしているという面があるので、御経験された事件について、弁護人の冒頭陳述を聞いたら、検察官の言っている事件と全然違うかもしれないなというように思っていたのか、それとも何か同じようなことを言っているなということだったのか、それぞれの事件で違うとは思いますが、そういった意図が伝わっているかどうかということに関心があるので、教えていただきたいです。

**【司会者】**

今御質問があったのは、検察官から先に冒頭陳述がありますが、その後弁護人から引き続いて冒頭陳述があります。それらをお聞きになっていて、検察官の見立てとは弁護人の見立ては違うんだと、弁護人からするとこういう見立てでこの事件を考えているんだということが印象的に伝わってきたかどうかといったところでございますが、御経験された事件ではどうだったでしょうか。

**【8番】**

8番ですが、最初から無罪を主張されていたので、全く検察と相反する立場で書かれているということで、見方も検察側はこういうふうと言っているけれども、弁護士としてはそこが曖昧だから、そうはとれないんじゃないか、だから無罪と言えるんじゃないですかみたいな入り方をされていたので、意図は伝わってきました。

**【司会者】**

## 【機密性 2】

弁護人の冒頭陳述の印象といいましょうか、全然違う立場からの見立てが述べられているなという印象を持たれたか、あるいはあまり頭に残らなかったなという印象を持たれたかということですが、ほかの方はいかがでしょうか。

### 【3番】

私が担当した事件では、被告人が二人いて、共謀して犯罪を起こしたかということが争点になっていたのですけれども、弁護人の方が被告人一人一人につかわれていたんで、言われることは少しずつ違っていて、検察が言っていること、被告人の一人目が言っていること、二人目が言っていること、立場が違うんで、その立場ごとに説明してもらおうというのは後々いろんなことを考える上ではよかったのかなというふうには思いました。

### 【司会者】

ありがとうございます。では次に、証拠調べについてに進めさせていただきたいと思います。証拠調べのうち、まず証拠書類の調べについての御感想等を伺ってまいりたいと思います。法廷では、捜査の結果が記載された報告書の内容、図面や写真なども含みますが、これがパワーポイント、あるいは書画カメラで映し出されたり、あるいは供述調書といいまして、事件関係者が捜査官に話した内容を捜査官がまとめたものが朗読されたりしたと思いますけれども、これらの手続が分かりやすいものだったかどうかということでございます。このような点をこのようにするともっと分かりやすいと思ったのに、というような御意見はございませんでしょうか。あるいは内容面では知りたい情報が盛り込まれていたかどうか、情報量が多過ぎてちょっと分かりにくかった、あるいは何でこんなことの説明を受けるんだろう、何でこんなことを話されるのか、必要性が分からないとか、いろんな御感想があるかと思えます。これもお一人ずつ御感想、御意見を伺っていきたいと思います。

### 【1番】

証拠調べについてなんですけれども、私が担当した事件は覚せい剤取締法違反、関税法違反ということで、実際のスーツケースとか、あと覚醒剤の証拠調べというか、証拠として物が実際に出てきて、実際に実物を見たので、すごく分かりやすかったです。

### 【司会者】

## 【機密性 2】

ありがとうございます。証拠物のほかにモニターで何か例えば税関の様子とか、何か映し出されたものや検察官の説明はどうでしたでしょうか。

### 【1番】

モニターに映し出されたのはすごく分かりやすかったんですけども、個人的にラインの画面とかを見ていた時はちょっとどきっとしました。ここまで見せてしまうんだということで、ちょっと気をつけようと思ってしまいました。

### 【司会者】

ありがとうございます。3番の方、いかがでしたでしょうか。

### 【3番】

証拠調べの時は、供述調書とかというのは読み上げを聞いているだけ、コピーとかも見せてもらえない状況でした。証拠品でいろいろ出てきたんですけども、パワーポイントとかを使われて説明される時に、ちょっとモニターが小さくてよく見えないとかということがありました。襲撃に使った実物の拳銃ではないんですけども、別で持っていた実物を見せられて、ふだん見れないような証拠品を見せてもらえるというのはよかったのかなというのもあります。資料はコピーとかがないのであれば、パワーポイント等でもう少し分かりやすく、重要な点を大きくする等していただければと思いました。

### 【司会者】

ありがとうございます。今のお話は、パワーポイントの文字が小さかったところがあったということとか、あるいは重要な点を分かりやすく大きくするとかということの御提案もありましたけども、ちょっと情報が多過ぎたというところがあって、ポイントが分からなかったという御趣旨でございましょうか。

### 【3番】

多過ぎたというか、いろんなことが書いてあったんで、どこを重要な点として説明したいのか、そういうのをもう少し分かりやすく言っていただければなどということです。

### 【司会者】

4番の方、いかがですか。

### 【4番】

私の場合は偽造通貨で、実際に偽造された紙幣を見せていただいて、それが証

## 【機密性 2】

拠として挙げたんです。多少日数も経っていることもあって、それが偽造されたものと認識して使ったかどうか争点になったんですけれども、私たちが見てもこれは確実ににせ札だろうというはっきりと分かるような物だったので、それを証拠として見て分かりやすかったです。

### 【司会者】

ありがとうございます。証拠物、実際に使われた偽造紙幣を見て、それが偽造されたものだということが実際に実感されて分かったということでございますが、それ以外のモニターに映された証拠の、例えば現場の状況とか、あるいは供述調書といったものも証拠としてあったのでしょうか。その辺の情報量についてはどのようにお感じになりましたでしょうか。

### 【4番】

私の記憶がちょっと曖昧かもしれないですけど、渡された現場とか、そういうところも何かもしあったらよかったかなと今思えば思います。証拠のお札については本当に分かりやすかった。

### 【司会者】

ありがとうございます。現場の状況とかもっと証拠としてあったらよかったのかなということですね。では、5番の方、いかがでしょうか。

### 【5番】

一部重なる点もあると思うんですが、証拠とは別でも構わないんですが、現場の写真であるとか、重要なところについてはもう少し印象が持てるような、写真が一番いいと思うんですけども、そういったものを添付していただければイメージが湧きやすかったのかなというふうには思います。情報量としては、議論を重ねていく中でこういったことも知りたい、あの人の証言があったらいいのにとか、そういったことは幾つかあったので、私個人の意見としては、情報量はもう少し多くてもよかったのかなというようなイメージを持ちました。あとは、ちょっと後の評議のところに重なってくるんですが、証拠の資料については、グループで一式資料としては配付していただいたんですけども、一人1冊というわけではなかったもので、見たい時に資料を見れないというような不便さは少し感じました。全員に配付していただくか、もしくは電子化するとか、そういった工夫があればよかったのかなというふうに感じました。

## 【機密性 2】

### 【司会者】

ありがとうございます。大変参考になる御意見をいただきました。証拠として提出されるのが1通なものですから、評議の際に必要な写真とか、例えばメールとか、それらについてどうだったかという時に、今は回すしかないんですけども、それがもう少し全員が瞬時に参照できるようなシステムがあるといいなという御意見でございますね。

### 【5番】

はい、そうです。自分でしっかり読んでみたいとかという時に、やはり人数も多いものですから、ちょっとそこでもったいないところがあったのかなというふうに感じました。

### 【司会者】

ありがとうございます。6番の方、いかがでしょうか。

### 【6番】

私が担当した事件は、被告人二人が外国人で、通訳を介しており、証拠としてやりとりされたメールの内容と被告人に質問した内容が争点のメインになりました。被告人質問した時の内容をみんなでメモしていたんですけども、人によって書き方が微妙に違って、後でログについて話し合った時、これはこの人の書き方だところだけ、この人の書き方だところというふうになったのですが、後で聞いたらログは見せていただけのことでしたので、ログをテーブルの一つでいいので置いていただけると、どうだったんだろうという時にありがたいなと思います。

### 【司会者】

ありがとうございます。主に覚醒剤の密輸入事件で多くメールが証拠として出てくることがありまして、そのメールをどのように証拠調べするのか、評議の時にどこをどうやって用いるのかにつきましては裁判所もすごく悩んでいるところがございます、貴重な御意見をありがとうございます。

### 【8番】

証拠調べについては、いろいろたくさんの証拠があって、それを見せていたんですけども、どうしても防犯カメラの映像なので、よく分からない映像だったため、あれがもう少し鮮明になっていたらもっと判断しやすかったんじ

## 【機密性 2】

やないかなというのを感じました。暴力団関係の言葉だったり、拳銃の自動とか手動の違いとか、いろいろそういう言葉をすごく分かりやすく説明してくださったので、そこはとても助かりました。

### 【司会者】

ありがとうございました。では、この証拠書類の取調べの点につきまして、検察官、弁護士から何か御質問ございますか。

### 【橋口検察官】

検察官の橋口です。事件によりけりなんですけれども、たくさん証拠がある事件もあれば、証拠が少ない事件もあります。認識とか共謀とかという主観的な要件というのを立証する時というのは、いろんな事実を組み合わせで立証していくというようなことがあって、事実がどういう位置づけになるのかというのがなかなか分かりにくいと思うんです。そんな中で、先ほど話にありましたけれども、メールとか通話は意思疎通のツールなので、これは重要視してはいますが、客観証拠でもあるのですが、画面に映すと、画面自体がすごく大きいわけではないので、文字が小さいんです。実際スマートフォンの画面だって小さいわけなんです。いろんな裁判体が試行錯誤をしていると思うんですけれども、基本的には法廷で分かっていたかというのが第一目的なんですけど、それだと後で振り返るのが難しいので、重要部分だけ紙で証拠調べの時に配付しておくというやり方がとられる場合もあるんです。そういう経験をされている方もいらっしゃるかもしれませんが、そういう紙があった方が分かりやすいかということの一つ伺いたいのと、それから各検事、弁護士とも証拠調べの時に証拠一覧表というのをメモができるように配付していると思います。そのメモのメモ欄がこの大きさがいいのかというのはちょっと考えていて、証拠調べの時に、証拠一覧表にメモをとっていたかということ、それで足りたかということのを伺いたいです。

### 【司会者】

検察官から2点ありまして、1点目が特にメールの取調べの時に、証拠調べの時に画面に映される以外に紙で配付するのはどうかというところが1点目で、もう1点目が紙で証拠一覧表という紙が配付されて、そこにメモ欄というのがあったかと思いますが、そのメモ欄が使われたかどうかというところですね。まず、1点目のメールの関係につきまして御意見、お考えがおありの方いらっしゃ

## 【機密性 2】

いますでしょうか。お願いします。

### 【6番】

私の事件は外国人の事件だったので、メールを通訳したものが配付されたので、すごく分かりやすく、皆さん、私も含めてメールの横にラインを引いたり、書き込みをしたりして、それはすごく役に立ったので、メールの内容をプリントアウトしたのを配付するのはとてもいいことだと思います。

### 【司会者】

ほかにメールの関係で御意見いただける方いらっしゃいますか。次に、どの検察官もされているかと思いますが、証拠一覧表にはメモ欄があって、そこに直に書かれたのか、あるいはそれは全く使わなかったかどうか、いかがでしょうか。配付の是非とどのような用いられ方をしたかということについての御質問でしたが、御意見いただける方いらっしゃいますか。

### 【8番】

メモは使いました。特に検察官の方とか弁護士の方が話している内容とかも全部なるべくメモにとって、読み返せるようにしていました。なので、メモ用紙が足りなくて、お部屋に置いてあったメモを何枚か持って皆さん入って、ずっとメモをとって、それを見返しながらというのをやっていたので、メモはすごく重要だなと思っています。

### 【6番】

私の時も、学生の時よりとったんじゃないかという位メモをすごくとりました。足りなくて、裁判所の用意したメモも使いました。証拠が少なかったので、一言一句漏らすまいという勢いで全員メモをとって、評議室に帰った時に全員で書いた内容を照らし合わせて、すごくメモの内容は参考になったので、メモは必要です。

### 【橋口検察官】

枠は小さかったですか。もっとメモ紙があった方がいいという感じですか。

### 【6番】

枠が足りない分は裁判所に用意していただいたメモとにかく書いたので、そこは大丈夫だと思います。

### 【司会者】



## 【機密性 2】

この証拠書類の関係で弁護人の方からどうぞお願いします。

### 【中島弁護士】

弁護士の中島です。密輸事件の場合、結構メールが証拠調べで請求されて、それで採用されて調べられることが多いんですけども、メールの量についてお尋ねしたいのが、先ほど1番の方の話で、こんなものまでラインとかをモニターに映し出されるのかというお話もありましたように、このメールは要るのかなというようなものがあったりとか、本来知情性を立証していく上でこういうやりとりは要らなかったんじゃないかなとか、メールの分量が多過ぎるんじゃないかなとか、ここまで出す必要はないんじゃないかなとか、そういうことについて御感想があればお聞かせいただければと思います。

### 【6番】

私が担当した事件は、最初何げないやりとりで読み飛ばしていたところが、後で評議していくうちにそこが結構重要になったりということがあったので、細かいところまで入れていただいた方がいいと思います。その中で重要な部分だけ枠にするとか、そういう形でやっていただけたらありがたいと思います。

### 【司会者】

ほかの方はいかがですか。メールの関係の量の関係ですが、6番の方は細かいところまで入れていただいた方がいいという御感想でした。

### 【1番】

余計なものもあったかなと思うところもあるんですけども、確かに6番さんの言うとおりの、重要なところは赤い印でマークしたりとかして下さったらすごく分かりやすいし、なるほど、そういう考え方もあるなと思いました。私もメモを書いていたんですけど、書き切れない時があって、そういう時パソコンとか使って、タブレットか何かでメモをとれたらいいなと思いました。

### 【司会者】

今後そのような形で備品が調べてくればいいなという御意見ですね。ありがとうございます。では次に、証人尋問、被告人質問といいまして、法廷で人から話を聞く手続があったかと思います。この点について御意見を伺ってまいりたいと思います。まず、お尋ねしたい点は、証人尋問あるいは被告人質問では、検察官あるいは弁護人がされた質問の趣旨というのは分かりやすいものだったか

## 【機密性 2】

どうかということでございます。こんな感じのものだったから、分かりにくかったとか、あるいはなぜそんなことを聞くのか分からないといったような御質問がなかったかどうかと、あるいは何を聞いているのか、この証人から何を証明しようとしているのかについて質問を聞きながら非常によく分かったというようなことでも結構でございます。仮に分かりにくいとお感じになった場合には、どんなところが問題だったかというような御指摘もしていただきたいと思います。

### 【1番】

検察官の人は有罪、弁護人の方は無罪を主張しているので、質問の意図は分かりやすかったです。

### 【司会者】

ありがとうございます。3番の方、いかがでしたでしょうか。

### 【3番】

被告人に対する検察官の質問において、何の目的で聞きたいのかというような話がありました。本人の話をもう少し聞きたいなと思っているようなことも、検察官からの質問の内容によって被告人が今後証言しませんとかそういうふうになったので、検察官には、聞き方や何を目的として聞きたいのか、その辺を整理してではないですけれども、質問の仕方とかもいろいろ考えていただければなというふうに思いました。

### 【司会者】

被告人に聞く時に、これ以上話したくないと被告人が話してしまう、聞き方がもう少し違う聞き方だったらもっと被告人に話が聞けたんじゃないかというような御感想を持たれたということですか。

### 【3番】

そうです。ちょっとそういうのがあったりしたので、聞き方とか、本人が話したくないというのもあるんでしょうけども、もう少し本人が話してもいいかなというような聞き方をしていただければということは何回か感じたことがありました。

### 【司会者】

ありがとうございます。4番の方、いかがでしょうか。

### 【4番】

**【機密性 2】**

私は特にありません。分かりやすかったです。

**【司会者】**

特に何でこんなことを聞くんだらうとか、そういう意図が分からないような質問はお感じになられなかったということですか。

**【4番】**

はい。

**【司会者】**

ありがとうございます。5番の方、いかがでしたでしょうか。

**【5番】**

私は、弁護人の方に関してははすごく分かりやすく、被告人の立場に立って問をしているというところを感じられました。一方で、検察側の質問に関しては、意図がもちろんあったのでしょうが、一部揺さぶりをかけていくような場面も散見されまして、質問の仕方は人それぞれだとは思いますが、私の事件では時系列に矛盾が生じていたところかなり高圧的な質問の仕方をしたりということがありました。私自身はそれを否定する気はないんですけども、一般的に考えともう少し被告人に対して敬意を持って質問していった方がよかったんじゃないかなというふうに感じました。

**【司会者】**

ありがとうございます。検察官の被告人に対する質問が揺さぶりをかけるような質問だったんだらうけれども、ちょっと質問の仕方としてどうだったのかなという場面があったという御指摘でございますね。

**【5番】**

そうです。それが全てではないんですけども、そういう場面もありました。

**【司会者】**

ありがとうございます。6番の方、お願いします。

**【6番】**

私が担当した事件で印象に残っていたのが、被告人が精神的に不安定になっていて薬を服用していたんですけども、被告人の具合が悪い時に検察の質問がちょうどぶつかったのか、何を聞いても分かりません、分からないといったやりとりが1時間続いたので、もうちょっと検察の方も質問の切り口というか、仕方

## 【機密性 2】

を変えてできなかったのかなというのは感じていました。

### 【司会者】

ありがとうございます。

### 【8番】

私の時には、検察の方の話はすごく分かりやすく、また被告人が二人いらっしゃり、一人の方の弁護士の話も分かりやすかったんですが、もう一人の方の弁護士の方が検察の方が何かを言った時に異議がありますというふうに手を挙げて言うんですけども、異議がありますと言った後、何に異議があるのかというのを答える時間がすごく空くんです。異議がありますというのは何かしら根拠があって異議があると言っていたとは思うんですけど、間があることが結構頻繁にあったので、もうちょっと準備をしてから異議がありますと言ってほしかったなという印象が強く残っています。

### 【司会者】

ありがとうございます。それでは、証人尋問、被告人質問について、検察官から何か御経験者の方に御質問ございますか。

### 【橋口検察官】

個別ではなくてもいいんですけども、ちゃんともっと聞きたかった、聞いてほしかった、あるいは時間が足りないとお感じになったことがあれば教えてください。

### 【司会者】

証人あるいは被告人に対する質問をお聞きになって、つまり時間が足りない、聞いている内容が足りないんじゃないかと感じられた方がいらっしゃればという御質問ですが、いかがですか。

### 【6番】

質問は全然足りなかったです。多分これはできないのかもしれないんですけど、質問が終わった後で評議している中でここ聞きたかったなというところが出てきたんですけど、そこは聞くことはできないですよ。なので、もうちょっと事前に何かそういう争点というか、質問の趣旨みたいなのが分かっていたら、資料を読み返して、ここについて質問しようというのがもうちょっとできたかなというのはあります。

【機密性 2】

【司会者】

評議の中で話題になるような事柄が証人あるいは被告人質問の時に質問で出ていけばよかったのにというところが残っていたということなんですね。ほかの方どうでしょうか。御感想として質問されている内容が足りなかったのではないかとお考えになっている方いらっしゃいますか。

【8番】

足りなかったというよりは、被告人が最後に私はこうでしたというふうに言うんですけど、それを言っていたことと前に証人として出てきた方の言っていたことに齟齬があったりするところがあったので、そこが前もって分かっていたらもっと証人の方に踏み込んで聞けたなという思いが残りました。

【司会者】

検察官、よろしいですか。

【橋口検察官】

ありがとうございます。

【司会者】

弁護人からこの証人尋問、被告人質問のところでお聞きになりたいことはございますか。

【中島弁護士】

弁護士の中島です。弁護人は立証責任を負っていない関係から、どうしても検察官が呼んだ証人に対して反対尋問をするという形にならざるを得なくて、反対尋問の場合、証人は敵の立場になることが多いので、どうしてもこちらの質問の意図を証人に勘ぐられないように聞くことが多いかなと思うんですが、その前提でちょっと質問があつて、弁護人、または検察官でも構いませんけども、反対質問ないし反対尋問をする際、もう少しこういうところを注意して弁護人が聞いた方がいいんじゃないのかなということがあれば教えていただければと思います。

【司会者】

今の御質問は、被告人質問について反対質問をする時、弁護人のお立場からすれば、被告人については検察官からの反対質問になり、検察官から請求された証人については反対尋問ということになります。ですから、弁護人の立場から 2 番

## 【機密性 2】

目に質問する時に注意しておく事柄があるかについて、こんな質問だったらよかったのにとか、こういう質問をすればそちらのお考えがよくのみ込めたのにとかということの御意見を伺いたいという御質問とお聞きしましたが、いかがでしょうか。この点について御意見があればお話しいただきたいと思います。

### 【1番】

証人尋問の時に、被告人のお母さんが出てきて話をしていたんですけれども、その時に状況をよく分かっておらず混乱を多分していたと思うんですが、もっと弁護士がお母さんに対して内容とかを伝えていれば質問が分かりやすかったのと思うことがありました。

### 【司会者】

弁護士から請求されたお母さんの証人の方への最初の説明、尋問前の説明がちょっと足りなかったんじゃないかなという御感想を持たれたということですね。ありがとうございます。検察官からの証人について、弁護士から反対尋問ということで反対から質問する時に、こういう工夫があつたらいいんじゃないかというような何か印象に残っていることはございますか。

### 【6番】

私の案件では、証人の方が精神的にハンディをお持ちの方だったので、弁護士の方の質問の際に少し話がかみ合わなかったことがあったように記憶しています。そういった場合には、いろんな方向性での質問を試みるとか、そういった配慮があってもよかったのかなと。情報をうまく引き出す立場としての質問をしていただければよかったのかなというふうに思いました。

### 【司会者】

ありがとうございました。では、この証人尋問、被告人質問のところであと1点だけこちらからお尋ねしたいのですが、6番の方が御担当された事件、外国人事件だったので、通訳が入ったと思います。通訳を介した証人尋問、被告人質問が行われたと思うんですけれども、何か気になるようなことはございましたでしょうか。

### 【6番】

ちゃんと通訳しているのかなという時がたまにありました。明らかに裁判長とかが長く言っている話を二言三言で済ませていたということがあったので、

## 【機密性 2】

その辺はちょっと気にはなっていました。

### 【司会者】

今御指摘されたところは、手続的なところでございますか。尋問のやりとりの中でこれだけ長く質問しているのに通訳されたところはこれだけなのかということとはございましたでしょうか。

### 【6番】

そうですね。質問でも結構、それだけなのかということがあったりしたので、意図的に解釈を曲げていることはないとは思いますが、そういうことがちょこちょこあったりしたので、その辺はちょっと気にはなりました。

### 【司会者】

ありがとうございます。私が申し上げたかったのは、手続的なところで法律的手続のやりとりについては割と簡略的にエッセンスだけ被告人に通訳していただくということがあるのですが、尋問とか質問はそのとおりに通訳していただくのが原則かなと思っていたので、お尋ねしました。あともう一つ私がお聞きしたかったのが、通訳を要する事件の場合には比較的、ちょっと私も長い文章になってしまうこともあると思うのですが、通訳しやすいようにコンパクトに質問をできるだけ短く、複文など用いないという、その辺のところを法曹三者である裁判官、検察官及び弁護人もきちんとわきまえてできていただろうかということについてはどうでしたか。

### 【6番】

質問が長くなって、質問の意図が分からない被告人の返答があったりして、質問者が質問の内容を短くまとめて言い直すということがあったので、そこはできているのかな、大丈夫なのかなとは思いますが。

### 【8番】

証拠調べの時の質問についてなんですけど、検察官の証人を連れてきた時に、弁護士の方が本当にそういうふうに見えるんですかというふうな、記憶がちょっと曖昧になっているようなところをすごく突っ込んで話をされるんです。それまではそういうふうに思っていて話をしたのに、本当にそこは事実と言えるんですかというふうに強く言われてしまうと、そうだと強く言える人ならいいんですけれど、気が弱い人とかは分かりませんというような返事になってしま

## 【機密性 2】

ったり、弁護士さんに強く言われてしまうと分かりませんというふうになってしまっ、それが意味証拠として残ってしまうというところで、そういうもので判断するという事について事実としてどうなのかなとちょっと気になっていたところがありました。

### 【司会者】

ありがとうございました。証人尋問、被告人質問のところはよろしいでしょうか。では、次の段階でございますが、証拠調べが終わりますと、検察官、弁護人から、お手元でございます論告、弁論といいまして、それぞれのお立場からの意見を述べることとなります。この論告、弁論がいかがだったかということについて御意見をいただきたいと思ひます。論告、弁論におきましては、評議において議論すべきポイント、何について議論するのかということを知りやすく示すということが目的でございます。この論告、弁論が御自身が評議で御意見を述べる上で参考になったかどうかという点を踏まえまして御意見をいただきたいと思ひます。

### 【1番】

論告、弁論なんですけれども、メモも渡されて、検察官の方と弁護人の方が伝えたいことはその紙に書いてあって、ちょっと情報量が多いかなという気がしましたが、評議の際に役に立ちました。

### 【3番】

資料を事前に渡していただいて、評議する時には参考にすごくなつたなと思ひます。いろいろ自分でもメモとったりとかしていたりもするんですけども、最終的にやっぱりもう一度この弁論メモですか、こういうもので内容の再確認とかができるので、とてもよかつたと思ひます。

### 【司会者】

ありがとうございます。4番の方、いかがでしょうか。

### 【4番】

参考になりました。

### 【司会者】

5番の方はいかがでしょうか。

### 【5番】



## 【機密性 2】

非常に参考になりました。いろんなポイントに関して議論を行わなければいけないのに対して、それを網羅的に行う上で非常にいろんなポイント、視点やコメントが書いてありましたので、そういった上で議論を進める中で非常に役に立ったかなというふうに思いました。

### 【司会者】

ありがとうございます。6番の方、いかがでしたでしょうか。

### 【6番】

とても分かりやすく書いてあって、非常に参考になったと思います。特に私の担当した事件はメールのやりとりが争点の重要なところで、メッセージ番号が横についていたりしたので、ここを争点にしようという時はそのメッセージを読んで、ではこれはどこだろうと読み解いていったので、そこはすごく参考になりました。

### 【司会者】

論告メモのところを見ますと、メッセージ番号について記載があって、どこを参考にして議論するのかというのが証拠とリンクできて分かりやすかったという御指摘でございませうか。ありがとうございます。

### 【8番】

論告メモ、検察官の方の論告メモを参考にしていろいろ話を聞いたり、評議の時には参考にしました。気になったのは、被告人が二人いたのですが、二人とも同じ行動をしているはずなのに、弁護士の方が言っている内容が違うというか、同じ行動をしているのに焦点を当てているところが違うというか、そういうことだったので、ちょっと聞いていて混乱をしたところがありました。

### 【司会者】

ありがとうございます。今回御参加いただいた方の事件では、3番の方と、それから8番の方が被告人が二人いる事件でございませうので、やはり被告人が二人いると、それぞれ被告人の立場が違えば弁護人の言っていることが全く違うことになるということもございませうが、聞いていただいていた時に二人の弁護人がお話しされた内容が異なっていたので、気になられたということですね。

### 【8番】

はい。

## 【機密性 2】

### 【司会者】

論告、弁論のところでお聞きしたい点がございまして、1番の方、6番の方に つきましては覚醒剤のいわゆる知情性というところ、あるいは今3番の方、8番の方については正犯性といったところ、正犯と幫助犯の区別といったところ でございまして、そういったところへの法律概念、法律的な概念への当てはめが争 点になっていたと思うんですけれども、その点について検察官、弁護人からの論 告、弁論における法律的な概念についての説明というのも分かりやすいものだ ったかというところについて御意見をいただきたいと思います。覚醒剤の知情 性につきましても、覚醒剤と知っていたかというのではなくて、覚醒剤を含む違 法薬物だと思っていた可能性の認識という説明があったかと思いますが、その 辺のところについて論告、弁論の際、検察官、弁護人からの御説明が分かりやす いものだったのかどうかと、あとかみ合ったものかどうだったのかという点に ついて御意見いただきたいと思います。法律概念が問題となった時の検察官、弁 護人からの論告、弁論の御説明ぶり、プレゼンテーションぶりについて何か御意 見があればお願いします。

### 【3番】

法律的な概念については詳しく説明していただけたと思います。

### 【司会者】

御説明というのは、評議の中で裁判官からということではなくて、論告、弁論 の際に検察官、弁護人からもその辺のところに触れられたというところを御指 摘されたんでしょうか。

### 【3番】

検察とか弁護人の方からも、そこまで詳しくではないですけども、概要程度 の話はされて、それがどういう話かというのは評議の中で裁判官の方から詳しく 一つずつ教えてもらって、それの中のどういうことに当てはまるのかというふ うな評議の仕方をされていたんで、それはよかったのかなと思います。

### 【司会者】

ありがとうございます。ほかの方、何かその辺のところでお意見ございませうか。特にその辺のところでお検察官、弁護人で言っているところの説明ぶりが違って いて気になったということではなく、そこはそれぞれの立場からの意見が出て、な

## 【機密性 2】

お評議のところでは裁判官からも話があって評議できたというところがよろしいでしょうか。ありがとうございます。では、この論告、弁論につきまして検察官、弁護人からも御質問がございましたらよろしくお願ひします。

### 【橋口検察官】

やはり事件ごとに違うところではあるんですけども、検察官の論告メモというのは、弁護人も多くはそうかもしれないけれども、文字がたくさん書いてあります。A3判の用紙2枚位にびっしり書いてありますよね。正直千葉に来てから文字が多いとは思っているんです。理想的にはワイドショーのボードみたいな、あれが分かりやすいわけですがなかなかそれは難しく、必要な部分を盛り込んでいって、なおかつなるべくメモをとらなくても後で見返すことができるようにしようというのが今の検察官の考え方の主流でして、弁護人はいろいろなパターンがあって、すごくあっさり書かれていて、口頭ではたくさんしゃべっているというようなパターンもあれば、ちゃんと書いてあるパターンもあるんです。皆さんそれぞれの事件のものを御覧になるので、比較対象がないのかもしれないんですけども、率直に文字数についてはどう思われますか。

### 【司会者】

いかがでしょうか。配付された論告メモを御覧いただいて、ちょっと分量が多い、文字数が多いとお感じになられたのか、このくらい普通なんじゃないかと御感想を持たれたかですが、どなたからでもいかがですか。

### 【8番】

私は、やっぱり事件が多かったんで、このくらいは必要だろうと思って読んでいました。書かれている内容が分かりやすくまとまっていて、見出しがあったりとか、こういう線が引いてあったりとかしていたので、それはすごく分かりやすかったし、このくらいあるのは仕方ないんじゃないかなと思って見ていました。

### 【司会者】

ありがとうございます。ほかの方いかがでしょうか。6番の方、お願いします。

### 【6番】

私もこのくらいで妥当かなと思っています。強調すべきところは太線にしてあったりしたので、個人的にはこれよりはるかに多いメールのやりとりを毎日

## 【機密性 2】

毎日読んでいたので、それに比べたらこのくらいは全然何ともないなというのが正直なところですよ。

### 【司会者】

ありがとうございます。ほかの方がいかがでしょうか。検察官からの御質問は論告に限定してですが、ちょっと分量が多いとか、あるいは文字数が多いとか、あるいは足りないということについてはいかがですか。

### 【3番】

私は8番の方と一緒に、被告人が二人いて、その人たちが共同で犯罪を起こしたのかどうかというようなことを議論していくということで、このくらいのメモがあって、ある程度時系列で書いてあったりとか、重要なことが書いてありましたので、これでもちょっと少ないかもしれないなという思いはあります。あまり資料、中身を書き過ぎても読む方は途中で飽きてくるので、ちょっと足りないくらいがちょうどいいのかなと思います。それに対しては皆さんで話をしていけばいいのかなと思います。

### 【司会者】

ありがとうございます。弁護人からこの論告、弁論のところで何か御質問されることはございますか。

### 【野村弁護士】

弁護人の野村から質問します。結構弁論の時に悩ましいのは、本当は直接話をしたことをその場で理解してもらって、それでその時にああ、そうだというふうに思ってもらおうということなんです。他方で配付ペーパー、配付物というのがしっかり充実したものでないと、評議室で何かいいこと言っていた気がするんですけど、今、もう覚えていないなみたいなことになってしまうとやはりよくないので、あと検察官も詳細なものをあえて作っていると思うので、きちんと書き込みをしておきたいなという考えがあります。ただ、やはり細かいものを配ってしまうと、基本的に皆さんかなりそれを目で追ってしまうようなところもあるので、例えば詳細なものは配るにしても、まずはパワーポイントで映しながら、最初配らずに口頭で話を聞いてもらって、それが書いてあるものを後でお渡しするというようなことが一つ考えられるかなと思います。お聞きいただいている側の立場として、視線が紙にいつてしまうにしても最初から手元に紙があった

## 【機密性2】

方がいいのか、スライドを映しながら口頭で説明を受けて、別に同じ内容が後で配られればそれでもいいよという感覚なのか、そこについてお尋ねできればと思います。

### 【司会者】

今のお尋ねですが、皆さんが御担当された事件は、弁護人の方はあらかじめ紙を配付されて、口頭で補充するという形でしたか。最初紙を配らずにプレゼンテーションをして、後に紙を配るという方式の弁護人の方はいらっしゃいましたか。皆さん紙を配られて口頭でということでしたか。方法として、最初紙だけで目で追ってしまい頭に入ってこないということもあり得るので、口頭でプレゼンテーションをして、それをお聞きになった後に、その要点を書いたペーパーを配るという弁護人の方もいらっしゃいます。それについてどうお考えでしょうか。もしそういう方式だったらどうお考えでしょうかということと、それから今、御経験された方式と比べ、むしろそういう方法の方がよかったなというお考えなのか、その辺のところをお聞きしたいと思うんですが、いかがでしょうか。

### 【1番】

最初にメモを渡されていたので、結構メモを追って、ずっと私も紙を追って見ていたんで、最初にプレゼンテーションして後ほど配付の方が、法廷であったイメージが最初に来て、また違った印象を抱くのではないかなと思ったので、いい方法だなと思いました。

### 【司会者】

ありがとうございます。ほかの方はいかがですか。

### 【8番】

人それぞれかなとは思いますが、もし後で配るのであれば、後で配付しますから、まずは見ていてくださいねと言っていただくと安心して見られるかなと思います。

### 【司会者】

ありがとうございます。この点についてほかの御意見がおありの方いらっしゃいますか。

### 【6番】

私は先に紙の資料が欲しい方なんですけど、紙を配られないでプレゼンをか

## 【機密性 2】

れた場合は多分メモに徹してしまって、結局一緒かなという気はします。ちゃんと聞いておられる方もいるとは思いますが、私の場合はなければいけないでメモをとってしまうので、あまり変わらないかなという印象です。

### 【司会者】

ありがとうございます。では次に、評議についてお話を伺いたいと思います。審理が終わりまして、論告、弁論を受けて、評議室に参りまして、裁判官3名と、それから裁判員の方々で有罪か無罪かということと、有罪である場合には刑期をどのようにするのかという点について評議されたと思います。率直に評議全般についてまず発言をしやすい評議だったかどうかといったところをお聞きしたいと思っております。裁判員の方から自由に意見が言いやすい雰囲気だったのか、あるいはちょっと意見が言いにくいところもあったというような雰囲気だったのかというところ、もし意見が言いにくいような評議になってしまっていた場合は、こういう工夫をしたらもっと意見が言いやすかったのにと、こういうことだったんで、ちょっと意見が言いにくかったですよというようなところを率直にお話しただけると大変勉強になりますので、是非忌憚のない御意見をいただきたいと思うのですが、いかがでしたでしょうか。

### 【1番】

私が担当した裁判においては、すごく発言しやすく、私も発言したんですけれど、こういう質問をしていいんですかねという形で裁判官に前もって相談することもできたので、とても発言しやすかったです。

### 【司会者】

ありがとうございます。

### 【3番】

私が担当した裁判においても、裁判官の方が、その時の評議のやり方が結構うまかったと思うので、みんないろんな意見を忌憚なく発表できたと思います。ホワイトボードとかでいろいろ書き出して、後でそのことについてもう一度話し合いをすとか、そういうことをしてもらったんで、とてもやりやすかったと思います。

### 【司会者】

ありがとうございます。

## 【機密性 2】

### 【4番】

私の場合もとても話しやすい環境を作ってください、話しやすかったです。私が担当した事件においては、人の気持ちを見きわめる判断というのが難しかったのですが、すごく大変だなと感じる中においてもうまくリードしていただいて分かりやすかったです。

### 【司会者】

ありがとうございます。

### 【5番】

私も同じ意見なんですけど、非常に裁判官の皆さんがすごく接しやすい方々ばかりで、すごく雑談とかも多くて、打ち解けた雰囲気でも議論を進めることができました。特に裁判長の方が議論をリードしてください、ファシリテーターとして皆さんの意見をうまく引き出しながら情報をまとめていくというところについてはとてもすばらしかったというふうに感じています。その中に若手の裁判官もいて、非常によい雰囲気でも皆さん忌憚のない意見を発言できたのかなというふうに感じました。

### 【司会者】

ありがとうございます。6番の方、お願いします。

### 【6番】

私の時も意見はとても言いやすかったです。やはりメールの内容を読み解いていくので、人によって切り口が違うので、これはこういうことではないのかと言う人と違う考えで意見を言う人がいて、裁判官の方もその辺の話はうまく話をまとめてくださって、誘導するわけでもなく、とてもやりやすい環境だったと思っています。

### 【司会者】

ありがとうございます。8番の方、お願いします。

### 【8番】

私のところもとても議論というか、評議しやすい雰囲気でした。特に話をしていて、ほかの人の意見についてメンバーの方で何となく納得していないような表情をされている方がいると、必ず裁判官の方が何か意見がありますかみたいなことを言ってくださったりしていたので、本当に活発な議論ができすごくあ

## 【機密性 2】

りがたかったなというふうに思います。

### 【司会者】

ありがとうございます。皆様から発言しやすかったという御感想をいただきまして大変うれしく思うんですが、ただあえてこういう点があればもっと評議についてよくなったというところがあれば是非この機会ですので、言っていたきたいと思います。皆さん発言しやすかったという御感想をいただいているのですが、例えば、話をしている時に何を聞かれているのかが分からないような質問を進行役がしてしまったり、あるいはもう少しこの点を議論したかったのに、時間が足りなかったというような御感想を持たれたりとか、そういうことは何か気になるようなところがなかったでしょうか。あるいは、こういう点を工夫すればもっとより発言しやすい進行になったのではないかということについて御意見を伺えたらと思います。

### 【5番】

基本的にはいい雰囲気だったんですけども、結構私のグループは議論が白熱することも多くありまして、一人の方の意見はすごく熱意のこもった意見で長くしゃべってしまう、そういった場面がたまにあったかと思います。そういった場合に、流れを一旦ちょっと断ち切って裁判官の方が別の方に振ってみたりとか、ホワイトボードに内容を整理してみたりとか、そういったことで少し落ち着かせたりとかという場のバランスをうまくとっていただければ非常にいいのかなというふうに感じました。

### 【司会者】

ありがとうございます。ほかの方はいかがですか。

### 【8番】

5番の方がおっしゃっていたのと同じになっちゃうかもしれないんですけど、こだわって自分はこうだと思うんだけどなというような話が長い方もやっぱりいらっしゃったんですが、その時にどこでひっかかっているのかということをもっと少しははっきりさせると余計納得がいたりとか、いかないところがもっと明確になったところがあったかなとは思いました。

### 【司会者】

ありがとうございます。では、先ほどのところと少し関係するのは、事実認定



## 【機密性 2】

の評議において、先ほどもお話を聞かせていただきました覚醒剤の知情性とか、あるいは正犯性といったようなところの法律の概念について裁判官が説明したかと思います。その裁判官の説明というのはどうだったかということ、分かりやすく説明できたかどうかというところの御感想をお聞きしたいと思います。

### 【1番】

法律に関してすごく難しい名前がついていても、分かりやすくこういうことをこういうんですといった形で説明していただいたので、とても分かりやすかったです。

### 【司会者】

ありがとうございます。6番の方も覚醒剤の関係の知情性についての説明があったかと思いますが、いかがでしたか。

### 【6番】

とても分かりやすかったと思います。

### 【司会者】

3番の方は、正犯とか幫助犯とかというところも議論になったかと思いますが、この辺のところの裁判官からの説明はどうでしたか。

### 【3番】

裁判官の方からの説明は、自分にとっては大変分かりやすかったと思います。全然分かんないやつでも一つ一つ丁寧に、この中で誰かが聞けば、それに対して教えていただけるとか、丁寧にやっていただいたので、とてもよかったと思います。

### 【司会者】

ありがとうございます。8番の方、いかがでしたか。

### 【8番】

同じように共謀共同正犯とか、言葉の中でホワイトボードに書いていただいて、これだと正犯になるとか、これだと共謀になるとかというので違いをはっきりしてくださったのはすごく分かりやすかったです。

### 【司会者】

では次に、量刑の点の評議については、量刑に関するルール、行為責任というお話をさせていただいたと思います。あるいは、どの裁判体も量刑グラフを用い

## 【機密性 2】

で議論したかと思いますが、この二つの点について御感想を伺いたいと思います。まず、裁判官からの量刑のルール、行為責任の説明が分かりやすかったかどうかという点と、それから量刑グラフについてはどのような感想を持ったか、御意見を言うていただくに当たって役に立ったかどうかというこの2点について、御感想をいただきたいと思います。

### 【1番】

法律の概念などは、先ほども言ったとおり、すごく裁判官の説明は分かりやすかったんですけど、裁判の中で被告人の反省について話が出た時に、反省と後悔は違うという話をされたのがすごく印象に残っています。量刑グラフに関しては、こんなのあるんだということを初めて知って、すごくびっくりしました。これからAIとかも取り入れていくのかなと単純に興味を持ちました。

### 【司会者】

3番の方はいかがでしたか。

### 【3番】

法律の話については、分かりやすい説明をしていただいたと思っています。あと、量刑の判断の基準ですが、1番の方が言われたように、やっぱりこういうのがあるんだというのがありました。

### 【司会者】

ありがとうございます。4番の方、お願いします。

### 【4番】

私も量刑グラフを見た時にちょっとびっくりして、ただ普通に量刑をみんなと議論していた時に、この事件はこのくらいなのかなと考え直すことができ参考になったのと、あと法律概念も全く分からない立場で出てきて、偽造通貨を分かっている使ったのと全然分からなかった、でももしかしてという場合もこっちに入るんだよと言われた時に、なるほどというのがありました。

### 【司会者】

ありがとうございます。5番の方、お願いします。

### 【5番】

量刑グラフに関する説明については、すごく分かりやすく説明いただきました。特にやり方として量刑グラフを最後に、有罪か無罪かを決めた後に見せてい

## 【機密性 2】

いただいたことで、やはり当初議論していく中で先入観なく議論できて、最後に量刑を決めるというところでも流れがよかったのかなというふうに思います。私は素人なので、量刑の基準というのが分からない中で、こういった一つの基準を与えていただいて、それに対して被告人の証言であったり、もしくは周囲の環境とか、そういったいろんなことを考慮した上で最終的な量刑を決めていくという流れは非常によかったのかなというふうに感じました。

### 【司会者】

ありがとうございます。6 番の方はいかがでしょうか。

### 【6 番】

量刑グラフは見ていてすごく参考になってよかったと思います。用法としては、いろいろ条件を変えて見ていき、あれ、さっきの条件ではどうだったっけという時に見返すことが結構あって、また一から条件を入れ直さなければいけないので、この条件でクリップしておくとか、見比べることができたらすごくありがたいなと思いました。

### 【司会者】

ありがとうございます。では、8 番の方、お願いします。

### 【8 番】

行為責任についての裁判官の方の説明もとても分かりやすかったです。5 番の方もおっしゃっていたんですけど、有罪か無罪かというのを確定してから、じゃ量刑はどうしようかという流れが本当に先入観がなくなってよかったなということと、量刑グラフは本当に参考になって、私たちのところは民間の方に間違っって発砲してしまったというところもあったので、暴力団関係じゃなくて民間も巻き込んでしまった時はどうなるのかなとか、いろんなことを話し合えたのがすごくよくて、量刑グラフもそういう意味で参考になりました。

### 【司会者】

ありがとうございます。では、この評議の関係で何か検察官、弁護人から御質問があればと思いますが、いかがですか。

### 【橋口検察官】

検察官も弁護人も、有罪の場合にはこういう量刑が適切であるという形で、検察官の場合は求刑、弁護人の場合は科刑意見というそれぞれで意見があるんで

## 【機密性 2】

すが、検察官の求刑と量刑グラフとの関係についてどんなふうに見ているのかについて伺いたいと思います。

### 【司会者】

論告、弁論の時に検察官の方から求刑という、懲役何年に処すべきだという御意見があり、弁論の時には有罪、無罪を争っている事件については特に科刑意見、刑の意見を弁護人が言われる場合はそう多くないかと思えます。皆さんが御担当された事件はいわゆる否認事件ですので、弁護人からの科刑意見はなかったかと思うんですけれども、今検察官からの御質問では、検察官の求刑は量刑を考えるに当たってどういうふうに使われたかということについてお聞きになりたいということでございますが、どのようにお考えになられたかについてお願いします。

### 【5番】

私の印象では、検察官の方の求刑の年数というのは単純に量刑グラフでの標準値よりも上でしたので、やはり何割増しかで求刑しているのではないかという印象を受けました。それは一般的に報道されている裁判とかでも大体そうなので、そういうものなのかなというふうに認識をしています。ただ、評議の中ではあくまでそれは参考年数であって、量刑グラフであったり、それまでの議論を考慮した上で自分たちの意見として決めた期間で答えを出していると思っていますので、そこは議論に影響しているかと言われるとそうでもないのかなと、あくまで参考意見として捉えているという認識です。

### 【司会者】

ありがとうございます。ほかの方よろしいですか。

### 【6番】

量刑グラフの平均値より高い求刑をするのであれば、なぜ高い求刑になるのかという根拠を求刑にあたり説明いただけると参考にはなると思います。

### 【司会者】

ありがとうございます。弁護人からこの評議のところで何か御質問ございますか。

### 【野村弁護士】

大丈夫です。

## 【機密性 2】

### 【司会者】

乙部裁判官から全体的に何かお聞きになりたいことがございますか。

### 【乙部裁判官】

先ほどの話の流れからちょっと戻ってしまうんですが、証拠一覧表のメモ用紙とかの使い方を裁判所の方で説明したりするということがあるんですけども、証拠を審理中に見ることができないということもあったりして、振り返ってみると、もうちょっとメモしたかったなとかというのがあったりするのかなというふうにも思っていたりするんです。私の場合なんですけれども、審理中は証人の話に集中してくださいとか、検察官とか弁護人の説明に集中してくださいというようなことを言っているので、どちらかというメモをするよりか話を聞いてくださいというスタンスで話をしているんですが、皆さんが経験されて、裁判官の特に証拠調べの中でのメモのとり方であったりとか、そういった説明がもうちょっとこうしてほしかったというのがあれば教えていただければと思います。

### 【司会者】

審理に立ち会うに当たって、裁判官からの説明でこういうことをあらかじめ言ってくればもう少しこういう心づもりでやったのというような、ちょっと裁判官からの審理に立ち会っていただくに当たっての説明が不足しているようなところがなかったのかどうかということ、特にメモのとり方とかについてということですが、何かアドバイスをいただければと思いますが、いかがですか。特に左陪席から御説明させていただくことが多いかと思うんですが、こういう点を裁判官から言っておけば、聞いておけばもっとこういうつもりでやれたのというようなところ、具体的なところがございましたら伺いたいと思いますのでよろしくお願いします。

### 【8番】

最初はどこに焦点を当てて聞いていいのかというのが分からないんです。なので、ここはこういうところを焦点として聞いておくと後から参考になるということを前もって教えていただけていたら、そこを中心に聞こうかなというのがあると思いますので、戻ってきてから評議の時に何を言っていたんだっけということにならないよう、その辺を先に教えていただいたらよかったかなと思

## 【機密性 2】

います。

### 【司会者】

要はたくさん証人がいるので、この証人は主にこの点というようなところを証人ごとにとということでしょうか。

### 【8番】

はい、そうです。

### 【司会者】

分かりました。ありがとうございます。ほかにいかがですか。

### 【6番】

初めからログは見れますということを書いていただければあんなにメモを取らなくても済んだのかなというのはあります。細かいとこまでメモしてしまったので、ログがあれば要点だけメモすれば、あとはログを見返せばよいので、その辺はもうちょっと話を聞く方に重点を置けたのかなとは思っています。

### 【司会者】

ありがとうございます。ほかの方。お願いします。

### 【4番】

私もすごくメモをしていたんですけど、私の記憶が正しければ特にメモについてそういう説明はなかったかなと思います。

証人は今日しか来ないよと言われたことがあって、それでは一生懸命聞いておかなくてはと思った記憶があるので、そういうお話はすごくいいかなと思います。そういう要点を言ってくださって助かったなと思いました。

### 【司会者】

貴重な御意見、御指摘をいただきました。ありがとうございます。今後の運用の改善の参考とさせていただきたいと思います。それでは、これをもちまして本日の裁判員経験者意見交換会を終了させていただきます。本日はお忙しい中、長時間にわたりまして誠にありがとうございました。